

令和3年 8月26日

保護者の皆様へ

岸和田市教育委員会
岸和田市立北中学校
校長 松下 孝徳

新型コロナウイルス感染症による臨時休業時等の給食費について

日頃は、本市学校給食の運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症において、保護者の皆様にも大変ご心配をおかけしていることと存じます。発熱や風邪症状など、新型コロナウイルス感染症の疑いで学校を休む場合（出席停止取り扱い）も十分考えられます。

つきましては、今年度の給食費について次のとおり取り扱うことと致しますのでお知らせします。（ただし今後、国における新型コロナウイルスの取り扱いに変更があった場合は、給食費の取扱いも変更する場合があります）

保護者の皆様には、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 臨時休業期間中の給食費

後日返金します。「3. 給食費の徴収（精算方法）について」をご確認ください。

2. 児童生徒の出席停止における給食費

「新型コロナウイルスに感染した（または感染の疑いがある）状況で、児童生徒が登校することで感染が拡大する恐れがある場合は出席停止となり、当該児童生徒の給食費は徴収しません。

- ① 児童生徒等の感染が判明した場合
- ② 児童生徒が濃厚接触者と特定された場合
- ③ 発熱や風邪症状がみられる場合
- ④ 家族・同居者の感染が判明した場合や家族・同居者が濃厚接触者と特定された場合など

※ただし、新型コロナウイルスの感染疑いがない場合の出席停止については、通常の給食費の取り扱いとなります。（返金されません。）

例1) 感染が心配で学校を休む場合

例2) PCR検査の結果が「陰性」で保健所等も自粛要請がない場合で、その後も学校を休む場合など

例3) 溶連菌やインフルエンザなどでの出席停止など

3. 給食費の徴収（精算方法）について

年度末にまとめて精算し、返金させていただきます。